

# 消防局からのお知らせ

～安全・安心・快適なまちづくりのために～



## 事業所やお店の方へ



**このようなときは消防署に事前相談を！**

- 建物所有者を変更するとき
- 建物の増改築、改修をするとき
- テナントを入れ替えるとき
- 店舗等を開業するとき



事前の届出や、消防用設備等の設置が新たに必要になる場合があります。

## あなたの建物（テナント）は大丈夫？

- 消防用設備等は、定期点検と消防署への報告が義務付けられています。
- 避難経路の階段や廊下に物品を置くことは消防法違反となります。  
(※消防法に基づく「除去命令」を受けることがあります。)
- ある一定の収容人数を超えると防火管理者の選任と届出が必要です。  
(※防火管理者には消防訓練の実施が義務付けられています。)

## 一般の方へ

### まだなら早くつけましょう!! 住宅用火災警報器

詳しくは  
WEBで!!

住宅用火災警報器を設置することで、万一の火災発生にもいち早く気づくことができ、火災の初期段階で消火・避難・通報といった対応をとることが可能となります。

**つまり、住宅用火災警報器を設置することによって、火災による被害を最小限に食い止めることが可能となるのです！**

大切な命を守るため、まだ設置されていない方は一日も早く設置してください。



問い合わせや事前相談は、お気軽に最寄りの消防署へ



区域	管轄署	担当課	電話番号	FAX番号
全体	消防局	予防査察課	072(238)6005	072(228)8161
堺区	堺消防署	予防課	072(228)0119	072(228)4087
中区	中消防署	予防課	072(277)0119	072(278)1999
東区	東消防署	予防課	072(286)0119	072(286)0126
西区	西消防署	予防課	072(274)0119	072(271)1122
南区	南消防署	予防課	072(299)0119	072(298)0119
北区	北消防署	予防課	072(250)0119	072(253)2016
美原区	美原消防署	予防課	072(362)0119	072(363)1414
高石市	高石消防署	予防課	072(266)0119	072(263)5295